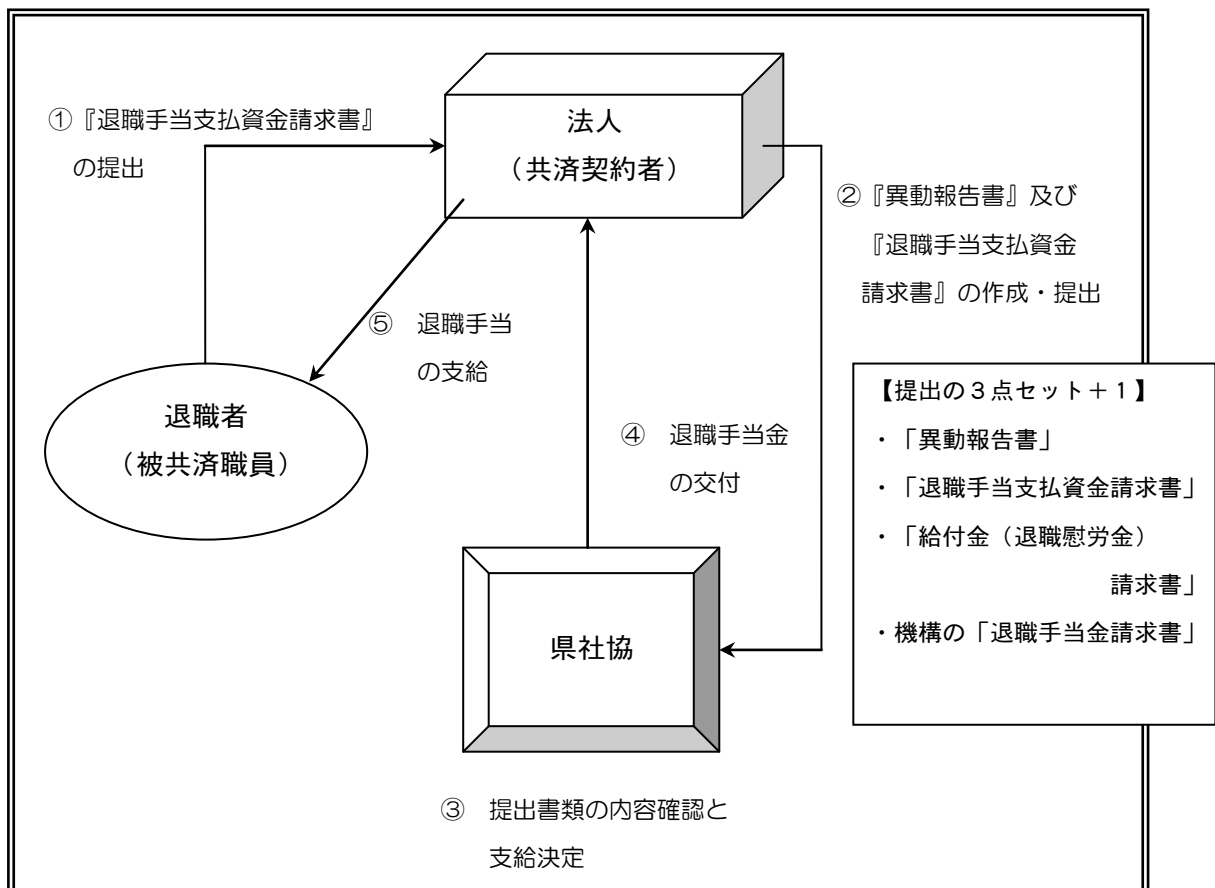


退職手当金

1 仕組みと流れ

- ① 退職者（被共済職員）から法人（共済契約者）に、『退職手当支払資金請求書』を提出する。
- ② 法人（共済契約者）にて、『異動報告書』及び『退職手当支払資金請求書』を作成後、県社協に提出する。
- ③ 県社協にて、提出書類の内容を確認し、支給決定する。
- ④ 県社協から法人（共済契約者）に退職手当金を交付する。
 - ※ 交付時期は、次のとおりです。ただし、年度当初は請求が増えるため、交付が遅れる場合があります。
 - ・ 当月10日までの提出分 → 当月末日に交付
 - ・ 当月11日以降の提出分 → 翌月末日に交付
 - ※ 交付日が金融機関の休業日に当たるときは、早まる場合があります。
- ⑤ 法人（共済契約者）から退職者（被共済職員）に退職手当を支給します。



2 共済法による退職手当金との関係

民間社会福祉施設等職員の退職手当は、国の定めた共済法による退職手当共済制度に加入することにより、ほぼ国家公務員並みに給付されますが、共済法では、退職手当金の計算基礎となる額が退職時の本俸月額ではなく、下表のとおり基礎額によるため、給付額に若干の差額を生じます。

群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済制度(以下「県単共済」という。)は、この差額部分の給付を行い、退職手当をより公務員並みのものとする制度です。

【共済法による退職手当金計算基礎額表】

退職前6か月の平均本俸月額	共済法による計算基礎額	退職前6か月の平均本俸月額	共済法による計算基礎額
74,000円未満	62,000円	205,000円以上 220,000円未満	205,000円
74,000円以上 86,000円未満	74,000円	220,000円以上 235,000円未満	220,000円
86,000円以上 100,000円未満	86,000円	235,000円以上 250,000円未満	235,000円
100,000円以上 115,000円未満	100,000円	250,000円以上 265,000円未満	250,000円
115,000円以上 130,000円未満	115,000円	265,000円以上 280,000円未満	265,000円
130,000円以上 145,000円未満	130,000円	280,000円以上 300,000円未満	280,000円
145,000円以上 160,000円未満	145,000円	300,000円以上 320,000円未満	300,000円
160,000円以上 175,000円未満	160,000円	320,000円以上 340,000円未満	320,000円
175,000円以上 190,000円未満	175,000円	340,000円以上 360,000円未満	340,000円
190,000円以上 205,000円未満	190,000円	360,000円以上	360,000円

※ 前述のとおり、県社協から支給する退職手当金は、差額部分であり、基本の退職手当金については、共済法による退職手当共済制度の実施主体である独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から支給されますが、これについては、全国規模の事務処理を行っていることから、請求から支給までには相当の時間を要します（通常3～4か月程度）。

3 退職手当金の計算方法

【例】

● 退職前6か月の本俸月額

23年3月212,000円
 23年2月212,000円
 23年1月212,000円
 22年12月208,000円
 22年11月208,000円
 22年10月208,000円

→ 退職時給与基礎月額（退職前6か月の平均本俸月額）
210,000円

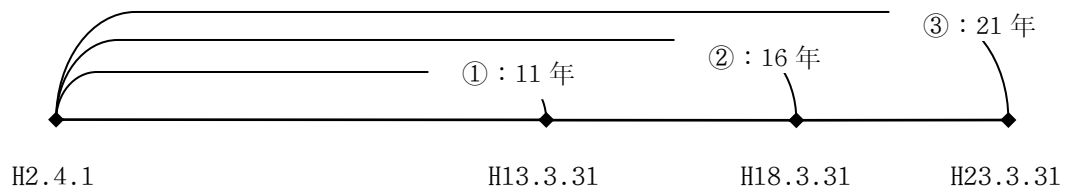
- 被共済職員期間 5年（18年4月1日～23年6月30日、1年未満切捨て）
→ 乗率 3.0（普通退職）

採用する乗率について

加入日が平成18年3月31日以前又は平成13年3月31日以前の場合、乗率は、次の三つのうち金額が最大になるものを採用します（乗率表：67頁参照）。

- ① 加入日から平成13年3月31日までの被共済職員期間→「平成12年度まで」の乗率
- ② 加入日から平成18年3月31日までの被共済職員期間→「平成17年度まで」の乗率
- ③ 加入日から平成18年4月1日以降の退職日までの被共済職員期間→「平成18年度から」の乗率

【例】加入日が平成2年4月1日で、退職日が平成23年3月31日の場合
（普通退職、除算なし）



①：11年→11.100 ②：16年→13.280 ③：21年→19.980
よって、この場合、③を採用します。

公務員の場合 630,000円	
共済法による 退職手当金 615,000円	県単共済による 退職手当金 15,000円

- 公務員の場合
 $210,000円 \times 3.0 = 630,000円$
- 民間社会福祉施設等職員の場合
 - ① 共済法による退職手当金（機構から）
 $205,000円 \times 3.0 = 615,000円 \dots A$
※ 退職時給付基礎月額を計算基礎額表にあてはめた共済法による計算基礎額
 - ② 県単共済による退職手当金（県社協から）
 $(210,000円 - 205,000円) \times 3.0 = 15,000円 \dots B$

$$\rightarrow \text{退職手当額} = A + B = 630,000\text{円}$$

※ 県単共済は、退職時給付基礎月額と共済法による計算基礎額の違いに伴って生ずる差額部分を支給し、公務員並みの退職手当とする制度です。

従って、例えば退職時給付基礎月額が190,000円の場合は、共済法による計算基礎額も190,000円となり、差額が生じないので、県単共済からの給付はないということになります（0円で支給決定します）。